住宅リフォーム支援事業申請者用チェックリスト

申請書を提出する際に内容をご確認いただき、該当する□欄にチェック☑を記入しご提出ください。

●補助金該当要件　　＊□印内すべてチェック入れば補助金に該当

□村山市に住所を有している。

有していない場合は、完了報告提出時までに転入し当該住宅に居住できる。

□要綱第２条第１項に記載する暴力団員等に該当しない。

□市税・水道下水道使用料の滞納がない。

□リフォームの工事費が２０万円（税込み）以上である。

□村山市内の建設業者である。

□市が実施する他の制度、要綱等に該当させる住宅リフォームに関連する工事はない。

　　　　　　　　（例えば・・・介護保険にてバリアフリーの工事をするなど）

●国土交通省所管等他の補助金との併用

□住宅リフォーム補助金のほかに補助金を利用する

　　　　　　補助金の種類

　　　　　　　□子育てエコホーム支援事業

　　　　　　　□

　　　　　　　□

　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　□利用しない

●リフォーム補助対象工事

□工事部位、内容を図面で確認できる

□外部足場等の仮設物がある

→ある場合は、工事中に必ず写真を撮り、完了報告書に添付すること。

□単独浄化槽から合併浄化槽に切り替える工事ではない。

→配管工事は、水道課の合併浄化槽補助金の対象工事費になる。

★部分耐震補強工事

　　□該当する　　　→　耐震診断書及び耐震補強計画書を添付すること

　　　　　　　　診断日　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　診断者氏名

　　　　　　 　上部構造評点のうち最小の値　( )

　　 　　□補強計画書に記載された部分の補強である

　　　　　　　　　　→　市補助金の限度額　【一般】　　　　　工事費１０％　限度額３０万円

　　　　　　　　　　　　 　　　【世帯要件】 　　工事費1/6 　限度額３５万円

　　　　　 □計画書以外の部分の補強である

→　耐震診断者と協議し確認を要する

 　　 □該当しない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　うらに続く

★県補助要件工事

□県補助金要件に該当する

　　　　　　　□５０万円未満の工事の場合　点数合計が５点以上ある

　　　　　　　□５０万円以上の工事の場合　点数合計が１０点以上ある

　　　□県補助金要件に該当しない

★移住世帯・新婚世帯・子育て世帯の要件

□該当する　　 →　工事費の1/3　　限度額４０万円（市1/6　 ２５万円、県1/6　 １５万円）

□該当しない →　工事費の２０％ 限度額３２万円（市１０％　２０万円、県１０％　１２万円）

　　★減災対策工事（防災ベッド、耐震シェルター設置）

□該当する　　 →　工事費の８０％　限度額３０万円（市４０％　１５万円、県４０％　１５万円）

□該当しない

　　★高効率給湯器の設置

　　□設置する

□エコキュート　　　□エコフィール　　　□エコジョーズ　　　□ハイブリッド給湯器

　　　　　　→５万円の加算

　　　□設置しない